

被災地域産業再興支援事業費補助金 申請要領

令和2年（2020年）8月27日

1 趣旨

熊本県は、新型コロナウイルス感染症による影響に加え、令和2年（2020年）7月豪雨により被災した地域が、「地域産業」、「まち」そのものが失われかねない危機に直面していることを踏まえ、被災事業者の生業再建に向け、当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出など、地域の核となる団体の活動を支援し、地域産業全体の再興を総合的に後押しするため、予算の範囲内において被災地域産業再興支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

2 補助対象団体

補助対象団体は次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 地域の核（法人格・構成員数・行政の関与等で総合的に判断）となる団体であって、被災地域に主たる事務所等を有し、被災地域で活動していること。
- (2) 令和2年（2020年）7月豪雨により被災し、事業再開までに3か月以上を要する事業者を含む10者以上で構成される団体であること。
- (3) 団体及び構成員が新型コロナウイルス感染症拡大の影響禍においても、経営継続の意思があること。
- (4) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者が含まれていないこと、また、その統制下にある団体ではないこと。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないことと知事が認める団体ではないこと。

3 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象団体が実施する、令和2年（2020年）7月豪雨による被災事業者の生業再建に向け、当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出など、地域産業全体の再興に資する取組みとし、次の各号のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 被災事業者のニーズや地域産業の課題に的確に対応した事業であること。
- (2) 国、県又はこれらに関係する団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。
- (3) 設備又は備品等の取得のみを目的とする事業でないこと。
- (4) 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。
- (5) 単なる金銭的給付を行うものでないこと。

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の遂行に当たり、当面の収益確保、事業再起及び本格的な事業展開に向けた地域産業一体となった取組みなどに要する経費とします。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費として認められません。

- (1) 補助対象団体の組織や施設の運営に要する経費。
- (2) 月極の給与、賞与、退職金その他各種手当等の人件費に要する経費。
ただし、補助対象事業実施に当たって、必要となる職員を新たに雇用する場合の人件費を除く。
- (3) 飲食に要する経費。ただし、商品開発にあたり必要な材料等に要する経費を除く。
- (4) 土地、建物等の取得に要する経費。
- (5) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費等に要する経費。
- (6) その他、知事が不相当と認める経費。

5 補助対象事業実施に当たっての留意事項

- (1) 次の要件をすべて満たす場合には、交付決定前に支出した経費であっても、補助対象経費として令和2年（2020年）7月3日まで遡及適用を認めます。
 - ① 令和2年（2020年）7月豪雨に直接関係する経費であること
 - ② 事業計画書に記載された事業の経費であること
 - ③ 総事業費の3割以内であること
 - ④ 領収書等により支出が確認可能であること
- (2) 補助対象事業実施に当たって、事業を委託することは可能ですが、総事業費全額を一括して一事業者へ委託することは認めません。
- (3) 補助対象事業は、事業計画に被災した構成員への個別支援及び団体が地域産業の再興を図る取組みを重点事項として位置付けられているとともに、原則、補助対象団体が直接又は業者へ委託して行う事業とします。

6 補助率及び補助金額

補助率：定額

補助額：1団体当たり、上限3,000万円（ただし、特に支援を要する団体については、上限5,000万円）

※ 予算の範囲内で当該補助事業を実施するため、事業計画申請時の交付申請予定額どおりで採択されるとは限りません。

7 応募手続き

➤ 募集期間

令和2年（2020年）8月27日～同年9月25日

➤ 提出先

〒862-8570（※住所記載不要）

熊本県観光物産課

➤ 提出書類

□ 事業計画申請書（別記第1号様式）

□ 事業計画書（別記第1号の2様式）

□ 団体の概要、規約、構成員名簿、昨年度の活動内容等が分かる資料

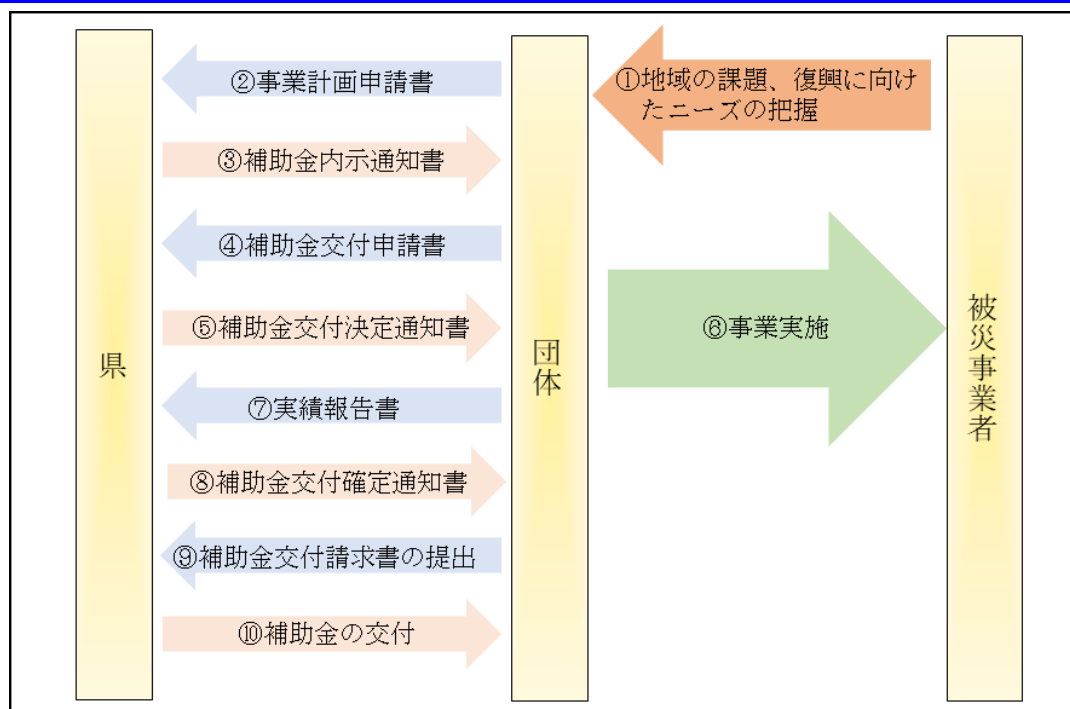
□ 収支予算書（別記第1号の3様式）

□ 誓約書（別記第1号の4様式）

➤ 留意事項

応募に当たっては、補助金交付要綱及び当申請要領を必ずご確認ください。

8 フロー図



9 スケジュール（補助金交付までの標準的な流れ）

	内容	時期
1	事業計画申請書の提出（申請者→県）	2020年9月25日〆
2	事業計画書の審査（県）	2020年9月下旬
3	補助金内示通知書の発出（県→申請者）	2020年10月初旬
4	補助金交付申請書の提出（申請者→県）	2020年10月中旬
5	補助金交付決定通知書の発出（県→申請者）	2020年10月中旬
6	事業実施（申請者）	2020年10月中旬～ 2021年2月頃
7	実績報告書の提出（申請者→県）	2021年3月15日〆
8	補助金交付確定通知書の発出（県→申請者）	2021年3月下旬
9	補助金交付請求書の提出（申請者→県）	2021年3月下旬
10	補助金の交付（県→申請者）	2021年3月下旬

10 問い合わせ先

熊本県観光物産課

電話番号：096-333-2332

（受付時間：平日 8：30～17：15）